様式第6号（第6条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　　年　　月　　日記号番号丸亀市指定文化財指定（認定）解除通知書所有者等　　　　　様（保持者等）次により丸亀市指定文化財の指定（認定）を解除したので通知します。名称特記すべき事項　　　　　　年　　月　　日丸亀市教育委員会　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市教育委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |